昭和商学校 Palette フリーエリア、個室及びシェアスペースの運用基準

（趣旨）

第１条　この基準は、昭和商学校 Palette のフリーエリア、個室及びシェアスペースの適切な使用を図るために、必要な事項を定めるものとする。

（基本的な考え方）

第２条　フリーエリア、個室及びシェアスペースについては、次のとおり使用することを基本とする。

（１）フリーエリアは、個人使用の際はテレワーク等を行う部屋として、貸切利用の際はイベント等を行う部屋として使用する。

（２）個室は、個人でのオンライン会議等を行う部屋として使用する。

（３）シェアスペースは、複数人での打合せ会議や自営業での一時的な使用、イベント活動等多様な用途の部屋として使用する。

（使用に当たっての基本ルール）

第３条　フリーエリア、個室及びシェアスペースを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる要件を守って使用すること。

（１）使用時間には、事前準備と原状回復のための後片付けまでの時間を含めるものとし、このことを想定した上で使用申請を行わなければならない。

（２）各部屋に備え付けている机、いす等の物品は、自由に使用することができる。

（３）フリーエリアに備える貸出用備品は、自由に使用することができる。

（４）使用者は、各部屋に物品を持ち込むことができる。ただし、持ち込んだ物品が毀損、汚損、滅失した場合等であっても、町又は町長が指定する者は、一切の責任を負わない。

（５）消費電力の大きな物品や特殊な物品、大きな音や振動等が発生する物品等を持ち込んで使用する場合は、必ず町長に事前相談すること。

（６）使用中の貴重品の管理は、使用者自らの責任において行うこと。貴重品の紛失等が生じても、町又は町長が指定する者は、一切の責任を負わない。

（７）建造物、設備、備品等を毀損、汚損、滅失等させた場合は、速やかに町長へ届け出ること。この場合において、原状回復のため費用が発生する場合は、使用者の負担とする。

（８）使用を終えたときは、持ち込んだ物品や発生したごみ等を全て館外に搬出し、忘れ物がないか確認するとともに、使用した机、いす等を消毒の上、元の位置に戻し、速やかに原状に回復させること。また、原状回復が終わった後は、必ず町又は町長が指定する者の確認を受けること。

（９）フリーエリア、個室及びシェアスペースの使用者は、次に掲げる設備を無料で使用することができる。

ア　給湯設備

イ　館内のＷｉ－Ｆｉ設備

ウ　冷蔵庫、ポット、電子レンジ等の本施設内に配置されている機器類

（１０）冷蔵庫の使用については、使用者は消費期限を守り、保存する物には必ず記名するなど、適切に管理するものとする。消費期限切れの物が長期間保存されている場合は、町又は町長が指定する者は所有者の許可なく処分することができるものとする。

（１１）特殊な物品等の持込み又は特殊な方法による使用を希望する場合は、必ず町長に事前相談すること。

（その他）

第４条　この基準に定められていない事項で、フリーエリア、個室及びシェアスペースの使用に当たって問題等が発生した場合は、必ず町長に相談すること。

附　則

この基準は、令和８年６月５日から施行する。

附　則

この基準は、令和８年１１月１日から施行する。